

みどり通信

第220号 2015. 6. 9

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 生命保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P6	● あとがき	P10
● 損害保険	P7	● 営業カレンダー	P11

5月1日に、加茂消防署の方から
AEDの講習を受けました！！



実際にやってみると少しパニック状態になってしまい、頭が真っ白に…何回もトレーニングすることが大切だと思いました。

思っていたより、力と体力が必要！！
汗だくのスタッフも(^^)



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

6月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeiriishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、6月9日のホームページ掲載のものからです。

『事業承継・・・』

先日、とある団体の担当の方から、自身の会の主催で異業種交流会を行うのでアドバイスをいただきたいという打診がありました。

その担当の方の熱意を感じ、先週の土曜を含めて都合3回も来所いただいた打ち合わせをさせていただきました。

その趣旨は・・・

- ① 自身の会社の現状をしっかりと把握することの大切さ。
- ② これから先、自身が会社をどのように発展させていくのかを考えることの大切さ。

とのこと。すばらしい企画であります。

上記の2つは、最も大事な事柄です。自身の足下を見つめることによって立ち位置を把握し、今の状況をいつまでにどのようにしたいのかという夢や目標を具体的に描く事が、企業の永続発展につながるものと確信いたします。

企業は、「環境適応業」と言われます。企業が、地域から必要とされなくなったら存続することすらできません。“現状維持は、衰退を意味する”という言葉を良く耳にしますが、まさにこの言葉を表していると思います。

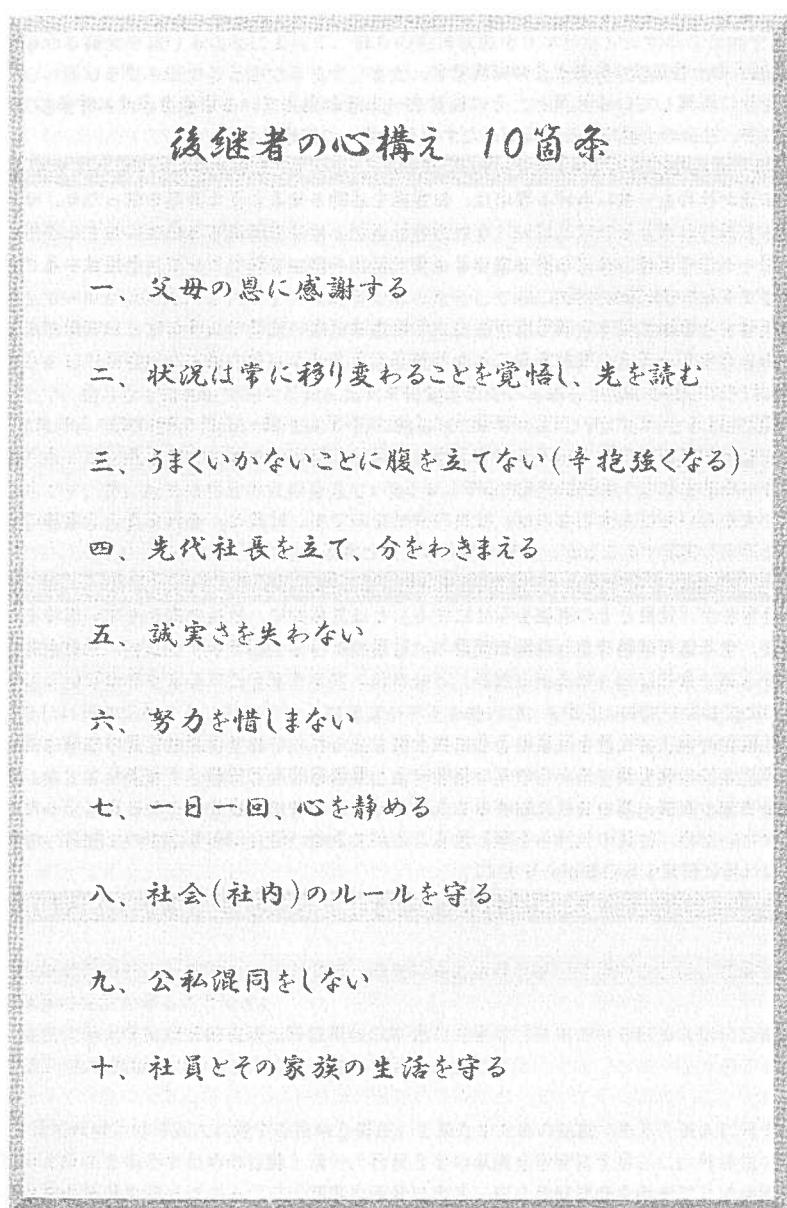
中小企業の一番の課題は、なんといっても“事業承継”。後継者がいないのではなく、後継者となるべきご子息が、親が経営する会社の魅力を感じられず他の会社等に就職してしまい後を継がないことが、後継者不足を引き

起こしている重要な要因のようです。

自身の会社を規模ではなく、すこしでも魅力ある会社にすることが今問われていることなのではないでしょうか。

それは、やり甲斐もそうですが、財務内容もしかり。

当事務所が行っている後継者塾のテキストに書かれている“後継者の心構え 10ヶ条”を紹介いたします。



税理士 山 口 昇

税務

住民税について

今回は、住民税について、基本的な事柄を一通りまとめさせていただきました。先月、給与から天引きされる毎月々の住民税についてのお知らせが各企業様宛に到着するなど、いつも以上に目に触れる時節かと存じます。

せっかくですので、今一度、税の仕組みや徴収方法を再確認いただき、必要に応じて、従業員の皆様にもご周知いただければと存じます。

◇住民税とは？◇

住民税とひとくくりに言っておりますが、市町村民税（東京の23区では特別区民税）と道府県民税をあわせた総称として、住民税と表現されます。できるだけ多くの皆さんから、お住まいのある地域社会の費用を負担いただくことを目的としております。

個人だけでなく、会社などの法人も地方公共団体から行政サービスを受けておりますので、法人に課税する住民税は「法人住民税」、個人に課税する住民税は「個人住民税」として、それぞれのルールに基づいて課税されています。

以下、今回は「個人住民税」を中心にご説明させていただきます。

◇その年1月1日現在の住所地が課税します◇

住民税は、1月1日現在の住所地において、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。そのため、1月2日以降に他の市町村に転居した場合であっても、1月1日現在で居住していた、転居前の市町村に全て納付しなければいけない仕組みになっています。

この場合、その年度の住民税が転居先の市町村から課税されることはありません。

◇住民税の内訳、構成内容について◇

個人住民税にはいくつか種類があり、通常は
「所得割」 → 前年の所得金額に応じて課税される税額
「均等割」 → 所得金額にかかわらず定額で課税される税額
を合算して納めることとなっております。

住民税の大部分は、所得割の金額で構成されています。

○所得割の計算について

所得割は、前年の1月1日から12月31日までの暦年における所得を基準に計算します。一年間の所得に対する税の負担ですので、基本的には、年末調整や確定申告で計算される所得税と、ほぼ同じ計算方式となっています。

<算式>

$$\text{所得割額} = (\text{前年の総所得金額等} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

まず、上記算式のかっこ書き（前年の総所得金額等－所得控除額）の部分や、税額控除額についてですが、これらの金額の把握・計算にあたっては、年末調整の時期に作成される源泉徴収票が基となっています。年末調整後の、翌年1月に各給与等の支払者から各市町村に向けて送付される「給与支払報告書」により、源泉徴収票と同じ内容の情報が各市町村で把握され、これをもとに税額計算がなされます。

また、所得税の確定申告の内容についても、納税地の所轄税務署から各市町村へ通知されますので、給与所得がない方や、年末調整を受けた後に確定申告を実施し、年末調整時の所得データと異なる方について、それぞれ税額計算がなされることになります。

なお、住民税の税率は、一律10%（市町村民税6%、道府県民税4%）となっており、所得税のように、所得が多くなるほど負担が増加する、いわゆる超過累進税率にはなっておりません。

これ以外にも、所得税との相違点としては、例えば、基礎控除額について所得税の計算では38万円だったものが住民税の計算では33万円である等、所得控除額について所得税の計算におけるものより金額が少ないものが存在します。ぜひ、市町村からご自身宛に発行された税額通知書について、今一度確認してみて下さい。

○均等割について

均等割については、所得の金額にかかわらず、基本的には
「市町村民税 3,000円 + 道府県民税 1,000円 = 4,000円」
の税額となっております。

また、このほかに復興特別税として、平成26年度から平成35年度の10年間は、500円ずつ計1,000円のアップとなっています。

通常、納付する住民税は、上記の「所得割」と「均等割」とを合算したものとなります。

なお、専業主婦の方や学生さんのように所得がない人や生活保護を受けておられる人、前年の所得が一定金額以下の人など、状況により非課税とされる場合があります。

◇住民税の納付方法について◇

住民税を納める方法については、「特別徴収」と「普通徴収」の二通りの方法があります。

○特別徴収とは

いわゆる、サラリーマン等の給与所得者については、企業等の給与を支払う者（事業主）が、その年の6月から翌年の5月（これが住民税でいう年度となります）までの12回にわけて給与から天引きし、事業主が全員分をとりまとめて各市町村に納付します。

そのため、本人が納付書を使って直接納付しておりませんので、ご自身が住民税を納付している感は希薄かもしれません。一度にまとめて、ではなく、月々の分割納付ですので、負担感も少なく、納め忘れもありませんが、その分、事業主側では事務負担等が生じていることになります。

（ → 特別徴収をされている事業所へは、先月、各従業員さんへの通知書や、給与計算の際に天引きする金額の明細、納付書など、一連の流れに必要となる書類一式が到着していることと思います。ご確認下さい。）

○普通徴収とは

確定申告を実施した方など、事業所得者や公的年金所得者、会社勤めをしていたが退職なされた方など、特別徴収のように給与から住民税を差し引けない人などを対象とした納税方法です。

この徴収方法の方には、通常、毎年6月に、市町村から納税義務者に税額通知書（納付書）が送付されます。納期は、6月・8月・10月・翌年1月などの年4期となっています。

送付された納付書で、市区町村役場や金融機関の窓口で支払うか、あるいは事前の手続により、指定の金融機関の口座から口座振替により納付することとなります。

（ → 該当する方は、今月到着する税額通知書をぜひご確認下さい。）

以上、住民税について、基本的な内容を紹介させていただきました。年の途中における入退社など、異動に係る特別徴収の取扱いや、その他個別の事案につきましては、各市町村窓口または各スタッフまでご確認ください。

＜西丸 保幸＞

算定基礎届（定時決定）

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の標準月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、実態に合った標準報酬月額の決定をすることになっています。これを定時決定といい、この届出を算定基礎届といいます。

算定基礎届は、4、5、6月に実際に支払われた給与を対象にして、7月に提出していただくことになります。

◎ 定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月

- ① 4、5、6月に支払われる報酬月額を届出書に記入
- ② 7月1日～10日までに日本年金機構センターへ提出
- ③ 新しい標準報酬月額は9月から翌年8月または随時改定まで使用

◎ 提出の対象

対象は、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人、6月30日以前に退職した人、7月改定の月額変更届を提出する人は除かれます。

◎ 提出の内容

4月、5月、6月に実際支払われた報酬(税金等控除前の総支給額-残業、通勤、皆勤手当などを含む)、支払基礎日数および報酬の平均月額等です。その平均月額により標準月額(二等級)が決定されることになります。

なお、支払基礎日数が17日未満の月は、平均月額の計算から除くことになります。

※ 3ヶ月間に受けた報酬とは

4月、5月、6月の3ヶ月間に現実に受けた報酬を言います。3月分の報酬が4月に支払われたような場合でも、現実に4月に受けた報酬に基づきます。

4月分、5月分、6月分の報酬という意味ではないので注意してください

◎ 報酬の支払基礎日数の取り扱い

- ① 月給者については、各月の暦日数になります。
- ② 月給制で欠勤日数に応じ給与が差し引かれる場合に当たっては、就業規則、給与規定に基づき定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数になります。
- ③ 日給者については、各月の出勤日数になります。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせ下さい。



業務災害補償保険

「業務上災害への補償」

もしも！！

貴社の従業員が業務に起因してケガや病気になった場合、高額な損害賠償を求められる可能性があります。「業務災害補償保険」は貴社の業務上災害による発生時の対応をバックアップします。

また、事業者は雇用関係のトラブルやメンタルヘルスへの対応など多岐にわたる労務課題に対応できる保険の選択が求められています。

このような労務リスクへの対応や業務に起因するケガや病気による事業者が負担する費用の補償など、業務災害に起因するさまざまなリスクを総合的にを補償します。

①死亡補償保険金

事故日から180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。

【事故例】高所作業中に誤って転落した従業員が死亡した。

②後遺障害補償保険金

事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。

【事故例】工場で作業中、機械に巻き込まれて指を切断した。

③入院補償保険金

事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて保険金をお支払いします。

【事故例】貨物の下敷きとなり全身を強打した従業員が入院した。

④手術補償保険金

事故日から180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

【事故例】調理中に大やけどを負った従業員の手術が必要となった。

⑤通院補償保険金（実通院のみ）

事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。

【事故例】従業員が作業中に転倒し鞄帯を損傷、通院した。

⑥労災認定身体障害追加補償

政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償の対象とします。

【事故例】長時間労働により急性脳症を発症。労災認定され、入院・手術等にかかる費用を負担した。

⑦使用者賠償責任補償

業務中の補償対象者の身体の障害により事業者が負担する賠償損害を補償します。

【事故例】従業員が業務中に死亡、遺族から管理責任を問われた。

⑧事業者費用補償

補償対象者が身体障害を被ったことにより、事業者が負担した葬儀等の費用や再発防止のためのコンサルティング費用などを補償します。

【事故例】従業員の退職に伴うトラブルにより賠償金を支払った。再発防止のため就業規則の見直しを行った。

⑨メンタルヘルス対策費用

政府労災で認定された精神障害により休職した補償対象の職場復帰に向けた対策等にかかった費用を補償します。

【事故例】うつ病で休職していた従業員の職場復帰を支援するためのコンサルティング費用を支払った。

⑩雇用慣行賠償責任補償

補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為に起因して事業者が負担する賠償損害を補償します。

【事故例】職場での立場を利用した嫌がらせにより退職せざるを得なくなったとして、会社の管理責任を問われた。

※詳しくは、当事務所担当までお問い合わせ下さい。

担当：星野

今回のテーマ

高脂血症予防について

高脂血症は動脈硬化を促進させ、脳梗塞や心筋梗塞を引き起こすと言われています。生活習慣が主な原因ですが、その中でも食生活は特に高脂血症（脂質異常症）に深く関わっています。

高脂血症は、実はこの10年間で1.5から2倍にも増えています。

高脂血症は、血液中の脂質、具体的にはコレステロールや中性脂肪が多すぎる病気のことです。血液中の脂肪が異常に増えても、痛くも痒くもないで、自分では全然気づきませんし、「高脂血症」と診断されてもそれが何を意味するのか、ピンとこない人が多いためにそのまま放置していくことが多いんです。しかし、そのまま放置しておくと、増えた脂質がどんどん血管の内側にたまって、動脈硬化になってしまいます。ところが動脈硬化になっても、まだ自覚症状はありません。ついには、心筋梗塞や脳梗塞の発作を起こして、やっと高脂血症の怖さに気づくわけですが、「その前にまずは食事から予防しましょう」というのが今回のテーマです。

一般に、高脂血症は、血中の総コレステロール値が220mg/dl以上の場合を指します。
(但し、閉経後の女性は240mg/dl以上)

《高脂血症を防ぐ食事の基本》

- 偏らず「栄養のバランスの良い食事」を心がけましょう。
- 適正な体重を保ちましょう。なるべく運動をしましょう。
- ビタミンやミネラル、食物繊維もしっかりととりましょう。食物繊維は海藻、豆類、キノコ、緑黄色野菜に多く含まれます。1日に20～25gの食物繊維の摂取を厚生労働省は促しています。
- 高コレステロールの人は、コレステロールを多く含む食品や体内コレステロール値を上げる食品は控えましょう。
- 中性脂肪が高い人は、砂糖や果物などの糖質とお酒を減らしましょう。

【コレステロールを多く含む食品】 マヨネーズ、卵、いか、たこ、えび

【コレステロール値を上げる食品】 脂身の多い肉、チコレート、卵黄、ケーキ、ポテトチップス、即席めん

【コレステロール値を下げる食品】 大豆製品、野菜、海藻類、果物、青背の魚

今回は高脂血症予防をテーマと致しました。健康が一番なのはもちろんですが、現在高脂血症の治療を受けられていても、治療されていない人と同じ保険料、保障内容で、最新の保険(例えば先進医療特約付医療保険)に、ご加入が可能な保険会社も存在致します。今一度、ご加入の保険がご希望にあっているのかご確認いただけたら幸いです。内容等詳細については、具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてください。

<担当:西丸保幸>

これからのお研修

● 相続個別相談会 当事務所 2階 研修室 別紙チラシをご覧ください

● 加茂まちなかゼミナール 上町コミュニティセンター 6月 13日（土） 13:30～15:00

● 原点の会 三条商工会議所 7月 7日（火） 9:00～11:30



あとがき

先日、念願かなって「アートアクアリウム展」に行ってきました。

今年は善光寺御開帳を記念しての長野県で、会場はとても混んでいましたが、本当にすばらしかったです。数えきれないほどの金魚、光と金魚と水槽の幻想的な空間、なかでも金魚とプロジェクションマッピングの演出はその素晴らしさに時間を忘れるほどでした。

昔から金魚が好きで以前は家でも飼っていたのですが、これを機にまた金魚を飼いたいなあと思いました。

ずっと見てても飽きずにただ泳いでいるだけで心を癒してくれる金魚の魅力は素晴らしいものです。

とてもリフレッシュした休日となりました。

内山綾香

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、2ヶ月に1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp